

調査研究データ保存細則

(目的)

第1条 本細則は、不正行為防止規程第9条第3項に基づき、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「財団」という。）の研究者及び職員（以下「研究者等」という。）が調査研究活動に伴い作成・取得した調査研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定め、公正な調査研究活動を推進することを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 公的な資金及び財団の会費等をもとに、調査研究で生み出された成果やデータ等は、公益財団法人であることにも鑑み、公的資産としての性格を有すると言える。それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、調査研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。

2 財団の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日、調査研究について不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等が、自らその疑念を晴らすことができるよう、調査研究に関わる資料等を適切に保存する。それにより、財団の社会的責任を果たす。

(定義)

第3条 本細則において「調査研究データ」とは、調査研究活動の成果として発表された論文及び報告書等を作成するにあたって使用した、文書、数値データ、アンケート等の調査票、録画・録音されたもの等をいう。

(責任・権限)

第4条 研究者等は、財団における調査研究活動により自らが作成又は取得した調査研究データを、後日の利用・検証に堪えるように適切に保存しなければならない。

2 統括管理責任者（常務理事）は、研究者等に対し、調査研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、調査研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者（事務局長）は、財団内における調査研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

(保存期間)

第5条 調査研究データの保存期間は以下とする。研究者等が保存期間を超えて保存することを妨げない。

(1) 原則として、当該論文等の成果発表後、又は調査研究完了後10年間とする。

(2) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

(3) 共同研究により得られた調査研究データ又は外部から受領した調査研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

(データの保存方法、取扱い)

第6条 調査研究データは、後日、検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとする。具体的な保存方法は、調査研究データの形質及び形状等を踏まえ、各研究者が自主的に決定する。

2 調査研究データを外部へ持ち出す場合は、必要な手続きを経なければならない。手続きの詳細については、事務局長がそのつど判断する。

(異動又は退職時等の取扱い)

第7条 研究者等が異動又は退職により転出した場合は、調査研究データの所在を把握する等の措置を講じるものとする。

2 第5条に定める保存期間中に異動、退職等により保存管理者が不在となる場合は、関係者が協議の上、適切な保存措置を講じるものとする。

(開示)

第8条 研究者等は、調査委員会等から調査研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。

2 研究者等の異動先の機関、資金配分機関が実施する調査への協力を求められたときは、原則として保存する調査研究データを開示するものとする。

(その他)

第9条 本細則は、2018年4月1日以降に発表する調査研究成果等に関する調査研究データについて適用する。

2 研究者等は、適用日現在保有している調査研究データの保存に関し、第5条に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、常勤理事の協議の上、常務理事の決裁により行う。

<附則>

(適用日)

第1条 本細則は、2018年4月1日より適用する。

2018年11月1日改正

2018年12月1日改正

2019年 1月1日改正

2020年 4月1日改正